

横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例

議案が可決、4月から施行へ

横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例が4月から施行される。2月19日に市の平成31年第1回定例会本会議(第3日)で議案が可決。歯科医療等関係者だけでなく、市行政と市民の責務を明確にし、施策の基本事項を定めたことよって市民の歯と口腔の健康づくりの推進を目指す。

条例の制定に向けて取り組んできた市歯科医師会関係者は「市では、乳幼児や児童のうち蝕歯率は減少しているが、成人期以降は増加傾向にある。1年以内に歯周病の治療を受けた市民の割合はわずか17.3%に留まるなど、歯科口腔保健に対する市民の意識は高くないのが現状」と説明する。

市歯科医師連盟・市歯科医師会と市議の間で勉強会を重ね、2018年4月に条例検討委員会を設置して、他市の条例の把握・精査や、市の現状と課題の抽出、条例の方向性と必要事項などを協議してきた。自民党が作成した素案を議会局や法制局で精査、修正し、パブリックコメントを経て、市の健康福祉・医療委員会で最終審議の後、議案上程に至った。

条例は「目的」「定義」「基本理念」「市の責務」「市民の責務」「歯科医療等関係者の責務」「基本的施策」「財政上の措置」「意見聴取」「委任」について第12条まで定められている。

市歯関係者によると、市の指針「健康横浜21」そのものの指針を定めた「よこはま保健医療プラン2018」とも関連性を意識した条例になっており、「今後の市民の歯科口腔保健の推進の中心になるものと期待している」とのこと。

条例の第8条 基本的施策 (抜粋)

- ▼市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組の推進に関すること
- ▼市民が、定期的に歯科検診を受けるための勧奨及び必要に応じて歯科保健指導を受けるための勧奨に関すること
- ▼妊娠中における歯科口腔保健の推進並びに歯科口腔保健を通じた母体の健康の保持及び胎児の健全な発育に関すること
- ▼乳幼児期及び学齢期(小学校就学の始期から満18歳に達するまでの期間をいう。)における歯科口腔保健の推進及び歯科口腔保健を通じた健全な育成に関すること
- ▼成人期(満18歳から満65歳に達するまでの期間をいう。)における歯科口腔保健の推進に関すること
- ▼高齢期における歯科口腔保健の推進に関すること
- ▼障害児及び障害者の歯科口腔保健の推進に関すること
- ▼歯科口腔保健の観点からの食育及び糖尿病その他の生活習慣病に対する対策の推進に関すること
- ▼喫煙による口腔内への影響に対する対策の推進に関すること
- ▼歯科医療等関係者及び保健医療等関係者に対する情報の提供その他連携強化を図るための体制の整備に関すること
- ▼災害時における歯科口腔保健の推進に関すること

また、基本的施策の中には妊娠期(胎児期から)、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期と各ライフステージにおける口腔保健の推進に関する記載があり、さらに障害者や食育、生活習慣病、喫煙、歯科歯科連携等についても記されている。

基本的施策については上表を参照。